

損害賠償の額を定め和解することについて

下記のとおり損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項並びに霧島市水道事業の設置等に関する条例（平成17年霧島市条例第285号）第9条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年9月1日 提出
霧島市長 前田 終 止

記

1 損害賠償の相手方

住 所 ***

氏 名 ***

2 損害賠償の額 金2,657,065円

3 和解の内容の要旨

- (1) 本件事故による損害賠償金として、本市は相手方に対して、2,657,065円を支払うものとし、相手方は当該損害賠償金のほか本市に対して請求しないものとする。
- (2) 今後、本件事故に関し、双方とも異議の申立て、訴訟は一切行わない。

(提案理由)

霧島市牧園町下中津川において、本市職員が公用車により事故を起こしたため、その損害を賠償し、和解しようとするものである。

(資料)

事故概要

1 事故発生日時 平成26年8月6日(水)午前10時50分頃

2 事故発生場所 霧島市牧園町下中津川2936番地先

3 当事者(甲) 霧島市国分中央三丁目45番1号
霧島市長 前田 終 止

(乙) ***

4 事故の概要 平成26年8月6日(水)午前10時50分頃、霧島市牧園町下中津川において、水道部水道課吉田進が運転する公用車が県道犬飼霧島神宮停車場線へ進入する際、相手方が運転する3輪の原動機付自転車と接触し、損傷を与えた。

5 過失割合 甲 90% 乙 10%

6 損害賠償金額 金2,657,065円